

大学教育質保証・評価センター 企画運営会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 大学教育質保証・評価センターの円滑な運営に資するため、理事会の下に企画運営会議を設置する。

（所掌事項）

第2条 企画運営会議は、次に掲げる事項を担う。

- （1）理事会から付託された事項の審議
- （2）委員会等との間の連絡及び調整
- （3）その他、代表理事が必要と判断したこと

（組織）

第3条 企画運営会議は、次に掲げる者により組織する。

- （1）代表理事
- （2）認証評価委員会委員長
- （3）評価システム委員会委員長
- （4）事務局長
- （5）その他、代表理事が必要と認めた者

（会議の招集及び議長）

第4条 代表理事は企画運営会議を招集し、その議長となる。

2 議長は、本会議の会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

（理事会への報告）

第5条 代表理事は企画運営会議で審議した事項を理事会へ報告する。

（庶務）

第6条 企画運営会議の庶務は、大学教育質保証・評価センター事務局にて処理する。

（雑則）

第7条 この要綱の改廃は、理事会が決定する。

2 この要綱に定めるもののほか、企画運営会議に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附則

この要綱は、2019年12月17日から施行する。